

令和 2 年 12 月 10 日

総務大臣 殿

新潟県南魚沼市六日町 106-1
株式会社エフエム雪国
代表取締役 塩谷成一

放送番組審議会議事録の提出について

標記について、放送法施行令第 8 条の規定に基づき、放送番組審議会の議事録を別紙の通り提出致します。

記

放送番組審議会の議事録
(令和 2 年 11 月 30 日開催)

以上

- 1 開催年月日 令和 2 年 11 月 30 日 月曜日 午後 1 時から
- 2 開催場所 本社役員室
- 3 委員の出席 委員の総数 5 名
出席委員 5 名
出席委員の氏名 添田正義（委員長）五十嵐さちえ（副委員長）
高橋良一 小林庄一 遠藤ユキ
放送事業社側出席者氏名
塩谷成一（代表取締役）山本安幸（取締役放送局長）
岡名元治（編成制作部長）
リモートで参加井口京子（アナウンサー）
- 4 議題 「まちのクリーニング屋さん」コーナー
- 5 議事の概要
放送済み音源をお聴き頂き、ご審議いただく。

6 審議内容

添田議長

エフエム雪国番組審議会を始めます。

審議の前に信越総合通信局長からの「コミュニティー放送局の再免許に当たっての要請」文書があります。活動の参考として周知頂きたいとの事です。印刷した資料文書をご覧ください。（文書番号 信通放第 20-00001708 号）

更に、事務局より湯沢地区の新送信所完成や神立局の開局でこの地域の受信状況が改善したとの報告を受けています。こちらも資料をご覧ください。

では、事務局より番組の概略を説明してください。

事務局

番組内容

この番組は、夕方のワイド番組内で南魚沼市内「協栄クリーニング」社長の若井尚史さんに家庭での洗濯やクリーニング店の利用方法などを伺う 5 分ほどのコーナーです。番組制作担当は井口アナで、第 2、第 4 木曜日 18 時 12 分から放送です。聞き手は山崎アナで、11 月 26 日放送の音源をお聴きください。

添田

では、高橋委員からご意見を伺います。

高橋委員

こういった実用情報が聴けるのは大変ありがたいのではないのでしょうか。私自身は

余り存じ上げない分野ですが……。

添田委員長

では、遠藤委員如何でしょう

遠藤委員

いや～助かりますね。今回は冬物をシーズン前にもクリーニングした方がいいんですね。シーズン終わりにはクリーニングしていたんですけど、保管方法によってはシミや汚れがあるんですね。

添田委員長

小林委員如何でしょう？

小林委員

何の分野でも、プロってすごいですね。

添田委員長

五十嵐副委員長お願いします。

五十嵐委員

自分で洗う方法も説明して頂いて助かっています。

添田委員長

制作担当の井口さんに伺います。コロナ過でスタジオ立ち入りが制限される中、どの様に収録されていますか？また、問題点などありましたらどうぞ。

井口アナ

スタジオに隣接しているホールにワイヤレスマイクを出して、スタジオのアナとホールの若井さんで収録しています。慣れれば特に問題ありません。ただ、パブリックスペースなので一般の方が出入りして話しかけられたことがあり、その部分は録り直しになりました。

添田委員長

苦労してますね。このような実用的な内容はとても大切だと思います。お店に出さなくても家庭で洗えますって言うのは、商売とは反対の方を向いてる訳ですね。

遠藤委員

ほんとですね。本当のプロ意識ですね。

添田委員長

引き続き、聴取者に有用な情報を伝えてください。

他にご意見が無ければ、今回のエフエム雪国放送番組審議会は、これで終わります。ありがとうございました。

事務局 山本放送局長

いただいたご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございました。

塩谷代表取締役

皆さん本日は貴重なご意見をありがとうございました。

7 審議機関の答申または、改善意見に対して採った措置およびその年月日

今後の放送制作の参考にさせていただきます。

8 審議機関の答申又は意見の概要を公表した場合におけるその公表の内容、
方法及び年月日

自社放送 2020年12月15日(火) 朝のワイド番組で放送

書面の備置き 2020年12月15日(火) より、FMゆきぐにのホールに備置き

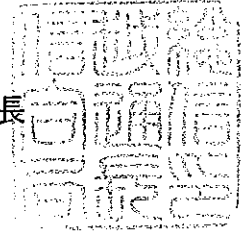
HP掲載等 2020年12月16日(水)から 弊社HP内に掲載

9 その他の参考事項

なし

株式会社エフエム雪国
代表取締役社長 塩谷 成一 様

信越総合通信局長



コミュニティ放送局の免許（再免許）に当たっての要請

放送は国民的メディアであり、その公共性及び言論報道機関としての社会的役割は一層重要なものとなっているところであります。

このため、コミュニティ放送の免許（再免許）に当たり、放送法及び電波法に従い、特に下記の事項を要請します。

記

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。
- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮するとともに、関係法令を遵守すること。
- 3 放送番組の適正を図るにあたり、放送番組審議機関の機能が一層発揮されるよう、十分な開催回数の確保に努めること。
- 4 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、また、激甚化・頻発化する自然災害の経験を踏まえ、地方公共団体との連携、アラートの活用等による地域に密着した災害・防災情報等の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。

なお、関係部分については、貴社の放送番組審議機関の活動の参考として頂きたい、番組審議会委員に対しても周知願います。

湯沢町 旭原・布場地区 完全同期方式で受信状況改善

FM ゆきぐに 新・湯沢送信所と7番目の神立送信所運用開始

非常災害時には臨時災害放送局として運用可

湯沢町地内 FM ゆきぐに放送の受信状況改善を目的として、新・湯沢送信所と新・神立送信所 2 か所の建設が完成し、総務大臣より令和 2 年 11 月 10 日免許状が交付され同日運用開始となった。ビクトリアタワー内の（旧）湯沢送信所は岩原スキー場近くに送信点を移転し、且つ新システムの装置に更新、併せて役場庁舎内に神立送信所を新設した。

山岳地形の多い我が国の FM 局にあって、とりわけ単一周波数を使用するコミュニティ放送では、行政区域を、くまなくカバーすることが極めて困難であったが、完全同期ブ

スター方式という特別な仕組みで、この難題が解決した。

新送信所開局により、旭原地区＝屋内ではラジオの受信が困難であったが完全な受信状態となった。布場地区＝新幹線高架やビル影などで雑音混入であったこの地区も完全な受信状態に改善され、さらに、旧湯沢局開局以来 18 年間の懸案であった国道 17 号と関越高速、南魚沼市と湯沢町の境 2 km 程の雑音混入地域も良好な受信状態となった。

これにより FM ゆきぐにの送信所は榊形山親局・浦佐局・浅貝局・二居局・三俣局と新湯沢局・神立局の 7 局となり南魚沼市と湯沢町を切れ目なくカバーしている。

神立送信所は、災害発生時、町職員がマイクで直接町民・観光客に防災放送できる「臨時災害放送局」としての機能も、あらかじめ整備されている。



この送信所建設は、湯沢町補助金等で建設され、新局舎は町所有の旧無線中継所を使用した。建設にあたり湯沢町を始めとして、森下組・村尾電気・陽光電気・新潟通信サービス・MTS&プランニング（順不同）各社のご協力に紙面を借りて感謝申し上げますと共に、ご指導いただいた総務省信越総合通信局に厚く御礼する次第である。（株）エフエム雪国

写真は新・湯沢送信所